



中小企業退職金共済制度  
適格年金から移行できます

中退共制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。

■適格退職年金制度からの移行先です。

■掛金の一部を国が助成します。

■掛金は全額非課税です。

■掛金以外の経費はかかりません。

問合せ 中退共済事業本部

☎ 03-3436-0151

療受給者証更新申請を受付しますので、お早めに手続きください。  
期会場 滝川保健所  
時間 8時45分～17時30分  
※芦別・砂川においても実施しますので詳しくはお問合せください。

問合せ 滝川保健所  
☎ 24-6201

夏の交通安全運動

実施期間 7月17日(金)～26日(日)

重点目標

◆子どもの交通事故防止  
◆二輪車・自転車の交通事故防

止  
◆すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

◆交差点の交通事故防止  
◆対象となるご遺族は次の順番に

い着用

消防人としての資質向上、士気の高揚並びに地域住民への防火思想の普及徹底を目的として消防演習を実施します。

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

◆すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

◆交差点の交通事故防止  
◆対象となるご遺族は次の順番に

い着用

消防人としての資質向上、士気の高揚並びに地域住民への防火思想の普及徹底を目的として消防演習を実施します。

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

◆すべての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用

◆交差点の交通事故防止  
◆対象となるご遺族は次の順番に

い着用

消防人としての資質向上、士気の高揚並びに地域住民への防火思想の普及徹底を目的として消防演習を実施します。

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

医療受給者証更新受付  
特定疾患・ウィルス性肝炎ほか

毎年行なっております特定疾患・ウイルス性肝炎・橋本病の医療受給者証更新受付

会場 赤平市コミュニティ広場  
問合せ 消防署警防係  
☎ 32-3181

消防演習を実施します  
赤平市コミュニティ広場  
日時 7月12日(日)  
13時～招集サインラン吹鳴  
13時30分～開始

◆交差点の交通事故防止  
◆対象となるご遺族は次の順番に

い着用

消防人としての資質向上、士気の高揚並びに地域住民への防火思想の普及徹底を目的として消防演習を実施します。

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

◆交差点の交通事故防止  
◆対象となるご遺族は次の順番に

い着用

消防人としての資質向上、士気の高揚並びに地域住民への防火思想の普及徹底を目的として消防演習を実施します。

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

特別弔慰金の支給  
戦没者等のご遺族の皆様へ

問合せ 総務課庶務係  
☎ 32-2211

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が平成17年4月1日から平成21年3月31日の間にな

くなるなどし、平成21年4月1日ににおいて公務扶助料や遺族年

金等の受給権者がいない場合、

第九回特別弔慰金として額面24

万円、6年償還の記名国債が支

給されます。

◆道は、7月を「不正軽油防止強化月間」と定め、全道的にトラックなどの燃料である軽油の抜

取調査を実施します。

◆不正軽油とは、軽油引取税の

脱税を目的とした違法な混和

◆不正軽油とされる情報があるときは、直ちにお電話ください。

◆道は、「不正軽油ストップ110番を開設しています。

◆不正軽油を「使わない」「買わない」

◆不正軽油と思われる情報があるときは、直ちにお電話ください。

◆道は、「不正軽油ストップ110番を開設しています。

◆不正軽油を「使わない」「買わない」

◆不正軽油と思われる情報があるときは、直ちにお電話ください。

◆道は、「不正軽油ストップ110番を開設しています。

◆不正軽油を「使わない」「買わない」

- 前記3以外の戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹等の三親等内の親族(戦没者等の死亡まで引き続く1年以内の方)に限ります。
- 地元住民や関係団体と密着した交通安全運動を開催し「交通事故死ゼロ2,000日」を目標するよう市民の皆さんのご協力ををお願いします。
- 戦没者と生計関係を有している方や戦没者等と生計関係を有していたが前記3に該当しない方
- 前記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡まで引き続く1年以内の方)に限ります。

る地域住民や関係団体と密着した交通安全運動を開催し「交通事故死ゼロ2,000日」を目標するよう市民の皆さんのご協力ををお願いします。

(戦没者と生計関係を有している方や戦没者等と生計関係を有していたが前記3に該当しない方)

4. 前記3以外の戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹等の三親等内の親族(戦没者等の死亡まで引き続く1年以内の方)に限ります。

5. 前記1から4以外の戦没者等の三親等内の親族(戦没者等の死亡まで引き続く1年以内の方)に限ります。

法律問題でお困りの方は、お気軽にお電話ください。秘密は厳守します。

【取扱業務】

- 個人に関する法務、多重債務、離婚相続、交通事故等
- ・企業経営に関する法務
- ・知的財産権に関する法務
- ・金融法、損害保険法に関する法務
- ・法務顧問

【受付時間】午前9時～午後6時 ※電話予約制・駐車場有

滝川市花月町1丁目1番10号 TEL (0125) 23-8455 http://www.kmlaw.jp/

# 弁護士法人 小寺・松田 法律事務所





